

措置状況の公表について

令和4年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、市長から通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表する。

令和5年8月28日

高梁市監査委員 大 月 一 郎
高梁市監査委員 三 村 靖 行

指摘事項の概要	指摘に基づき講じた措置の概要
【観光課】 「改善」 (事務事業全般) 全般的に事務処理が遅延しており、関係機関との連携も、十分に図られていない様子が伺える。観光課は、今後の観光行政を支える要としての役割があり、早急に事務体制の見直しを進められ、迅速かつ適正な事務の執行に努められたい。 また、外部の組織とは総合的な視点で協議を進められ、問題の解決、あるいは、事業の推進には、法的根拠に基づいた対応をお願いするところである。 「改善」 (財務処理) 契約に基づくものについては、契約書に則った処理がなされていない案件が散見され、特に、指定管理料及び団体へ	・業務の進捗管理について、課内でのチェック体制が不十分なことにより、遅延や失念が生じていた。関係機関との連携や調整も、報告・相談の不足により不十分な状態となっていた。 ・令和5年度からは、事務分掌を明確にし、主担当と副担当で相互に進捗状況を確認している。さらに、課内会議や係内会議を月に1回は必ず開催し、情報共有と進捗管理を行っている。 ・外部組織とも情報共有を密して、進捗管理や書類の提出期限の厳守を強く促していく。 ・外部組織の書類作成については、処理期限の重要性を徹底するとともに、事務的な支援を行うことで円滑な契約、支払い事務を遂行していく。 ・指定管理委託や事業補助金の不適切な事務処理による影響を再度認識し、再発防止につながる対策を講じる。

の補助金交付事務においては、不適切な事務処理が目立つ結果となっている。このことは、契約の相手方に影響を及ぼすだけではなく、市民の信用失墜に繋がる行為であることを認識され、早急に、事務処理体制の見直しを図られたい。	・主担当及び副担当で事務処理漏れがないか、事業一覧を作成し“見える化”による対策を図っている。 ・会計処理についても協定書や契約書の規定を再確認し、支払期限を“見える化”したうえで遅滞なく処理している。
---	--